

2021年9月30日

中小企業庁「M&A支援機関登録制度」への登録について

株式会社荘内銀行（本店：山形県鶴岡市、頭取：田尾 祐一）は、中小企業が安心してM&Aに取り組める基盤を構築するために中小企業庁が創設した「M&A支援機関登録制度」に登録されましたのでお知らせいたします。

当行では、これまでも企業の事業承継や成長支援を目的として、M&A支援業務に積極的に取り組んでおりますが、今後も中小企業庁策定の「中小M&Aガイドライン」を遵守し、お取引先企業の事業承継等に関する経営課題の解決に向けてサポートしてまいります。

記

■ 「M&A支援機関登録制度」について

本制度は、中小企業に対してM&A仲介業務又はファイナンシャルアドバイザー業務を行う者を対象とする登録制度です。

中小企業庁では、中小M&Aの推進を図るために、中小企業におけるM&A支援機関に対する信頼感の醸成を課題の一つとしています。その対応として以下の事項に取り組むために本制度の実施に至ったものです。

- ① 事業承継・引継ぎ補助金（専門家活用型）において、M&A支援機関の登録制度を創設し、M&A支援機関の活用に係る費用の補助については、予め登録された機関の提供する支援に係るもののみを補助対象とすること
- ② 登録したM&A支援機関による、支援を巡る問題等を抱える中小企業等からの情報提供を受け付ける窓口を創設すること

以上

本件に関するお問い合わせ先 営業推進部コンサルティング営業室 吉田 TEL：023-626-9002